

都市・地域再生等利用区域の指定区域に関する施設利用料徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市が占用許可を受けた長井ダム周辺の都市・地域再生等利用区域の指定区域における施設（以下「河川施設」という。）において営業活動を行う事業者（以下「事業者」という。）と河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号）に基づき使用契約を締結するにあたり、その施設の利用料（以下「施設利用料」という。）及びその徴収方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設利用料の納付)

第2条 河川施設での事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、長井市に対して施設利用料を市長の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 施設利用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割し納付させ、又は利用開始の日以後に納期限を定めて納付させることができる。

(施設利用料の還付)

第3条 既に納付された施設利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 事業者の責に帰することができない理由により、利用を取り消したとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力による原因により、利用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めたとき。

(施設利用料の額)

第4条 施設利用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

河川施設	単位	施設利用料
エレベーター等	1日	360円
展望所	1日／1㎡	10円
展望所前広場	1日／1㎡	10円
折草沢管理用道路	1日	420円
合地沢湖面広場	1日／1㎡	10円

備考

- 1 エレベーター等については、エレベーター電気料金及び照明電気料金相当分として、1日あたり10円を上記金額に加算するものとする。
- 2 展望所については、エアコン電気料金及び照明電気料金相当分として、1日あたり170円を上記金額に加算するものとする。